

## 八戸市復興計画原案に対する意見等への対応について

八戸市復興計画原案に対するパブリックコメントにおいて、市民から提出された意見とその対応は次のとおり。

〔実施期間：平成 23 年 8 月 26 日～平成 23 年 9 月 12 日、意見提出者数・提出件数：9 名・32 件〕

区 分 (原案ページ)	原案に対する意見	意見への対応
<p>「第 3 復興施策」 2. 地域経済の再興 全般 (P20～P34)</p>	<p>三陸沿岸地域との産業復興の連携・支援の体制を、民間だけでなく、行政全体でも明確にすべき。</p>	<p>はちのへ水産復興会議により、関係団体等の連携のもとと本市水産業の復旧・復興が図られ、「漁船誘致の推進」、「水産加工業における被災地域との連携」等が推進されることで、行政も三陸沿岸との産業復興の連携・支援体制に関わっているものと考えます。</p> <p>被災地域において業務再開が難しく、企業が当市内で一時的及び恒久的な操業を行う場合、原案登載の「被災事業者の再建支援」などにより、再建・経営支援を実施してまいります。</p>
<p>「第 3 復興施策」 2. 地域経済の再興 (1) 水産業の再興 (P20～P22)</p>	<p>八戸の水産業は、八戸沖、三陸沖と世界三大漁場と言われる好漁場があり、しかも、イカ・サバ漁に関しては資源管理さえしっかりすれば、毎年 7～12 月頃までの半年間操業可能な資源であり、これらを活用・発展させていけば、地域経済の活性化になるのではないかと。(ハサップ施設の復旧、官民一体による商品開発)</p>	<p>「八戸前沖さばブランド推進協議会」、「イカの街はちのへ連絡協議会」に参画し、八戸漁港の水揚げの 8 割以上を占めるイカ・サバのブランド化等に取り組んでいきます。また、津波被害を受けた HACCP 対応型荷さばき施設 A 棟、B 棟(増築分)の復旧については、24 年 7 月の供用開始を目指し取り組んでいます。</p>
<p>「第 3 復興施策」 2. 地域経済の再興 (2) 農林畜産業の再興 (P24～P25)</p>	<p>「八戸港の飼料コンビナートの拡充の検討」について、当事者である関係事業者からの意見聴取がないままに、当事者抜きで議論されてきた経緯を考えると、その内容の妥当性や納得性に疑問が残る。今回は、方向性について、当事者の考えと一致しているが、パブリックコメントだけでの当事者からの意見収集でよいと考えているのであれば、方法論として間違っている。また、今後これらの方策を実行していく推進母体については、どのように考えているのか。</p>	<p>畜産業の振興については、従来より関係の方々からご意見等を伺いながら、情報交換を行ってきているところです。当該事業については、復興計画検討会議での議論を踏まえ、原案に登載したのですが、今後とも関係者各位と十分に意見調整を行いながら、地域特性を生かした畜産業及び食品加工業等の関連産業振興策の一環として、八戸港の飼料コンビナートの拡充について検討を進めてまいります。</p>

	<p>国・県への要望の「畜産施設に関する環境影響評価実施基準の緩和・見直し」について、市では、改めて条例見直しを県に申し入れるのか。或いは、「畜産特区」のような事を考えているのか。数量規制を残したままでは、新たに畜産企業を誘致することは極めて難しく、大きな参入障壁となっている。当事者としても協力は惜しまないので、是非、数量規制の撤廃に向け、前向きに取り組んでほしい。</p>	<p>平成 23 年 4 月に畜産施設に関する環境影響評価実施基準を定めている「青森県環境影響評価条例施行規則」が一部改正され、環境影響評価を行うべき規模要件が緩和されましたが、飼育数による規模要件の設定は従来どおりとなっております。</p> <p>岩手県、秋田県では排水量により規模要件が設定されていることから、この改正内容について、当市から県に対し、北東北で同じ条件の下、企業誘致に取り組むことができるよう配慮いただきたい旨、意見提出したところであります。</p> <p>今回の震災を経て、畜産業界から「隣県の岩手県や秋田県と同様の基準とするべき」という意見が寄せられていることから、畜産関係団体の意見を踏まえながら実施基準の見直しについて、あらためて県と協議して参りたいと考えております。</p>
<p>「第 3 復興施策」 3 . 都市基盤の再建 ( 1 ) 市街地の整備 ( P35 )</p>	<p>湊地区は、近年、人口が減少し、空家等が増え、将来小学校の統合問題も持ち上がっている状況である。郊外の開発、区画整理等が進んだ結果だと思ふ。環境は悪くないが、道路が整備されておらず、現代の車社会に対応していない。これを機に何とかしないと、次の世代が住みにくい地域になると危惧している。</p> <p>また、湊地区は、急傾斜があり、県の土砂災害警戒区域に指定されている。十勝沖地震以降に整備され、40 年以上経過している。今一度、細部にわたり点検・調査をし、補強すべきは実施し、出来れば将来的に維持・修繕等しやすくするための排水路、道路等を整備していくことが安全確保につながるのではないかと。</p>	<p>湊地区では、これまで湊トンネル等の都市計画道路や、館鼻公園等の都市基盤の整備を進めてきたところであり、今後の道路整備については、市全体の整備状況等を勘案しながら、地元からの要望等に基づいて、進めて参ります。</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業を実施している県と、維持・管理について、協議して参ります。</p>
<p>「第 3 復興施策」 3 . 都市基盤の再建</p>	<p>事業一覧に「新井田川の河川原状復旧」を追加してほしい。水面下に多量のガレキが埋まっているため、</p>	<p>「二級河川新井田川の原状復旧」として、新井田川の津波によるガレキ・堆積物の撤去を計画に追加します。</p>

<p>(2) 海岸・河川の整備 (P40)</p>	<p>船が出せず、新井田川灯籠流しが中止となった他、大雨等による河川の増水、ガレキの流出による港湾・堤防等への損傷、鮭の産卵遡上の阻害の二次被害、三次被害が想定される。県・国への要望により、速やかに実施してほしい。</p>	
<p>「第3 復興施策」 3. 都市基盤の再建 (5) 公共交通の維持・確保 (P44～45)</p>	<p>交通に関しては、交通 IC カードの導入 (JR 東日本の Suica も使えるようにする)、高速道路を使った路線バスの整備 (例: 八戸市中心部～南郷区) を望む。</p> <p>災害への対応力強化について、交通手段の確保・体制づくりも必要だと思う。(体験談: 震災時、太平洋側の陸路が寸断され、日本海廻りで仙台から帰八したが、その際利便性があったのが、山形交通、宮城交通といった「バス」だった。)</p>	<p>交通 IC カードの導入は、多様なメリットがあるため今後も議論・検討を深めて参りますが、復興対策の優先すべき事業として、財源を確保することは難しいものと考えております。</p> <p>また、高速道路を使った路線バスは、近隣町村において運航しておりますが、利用者は年々減少傾向で運営が厳しくなっていると伺っております。例示された区間では、生活交通路線の運行維持のため、補助をしているのが実情であります。</p> <p>ご指摘のとおり「バス」の利便性・有益性を踏まえ、地域公共交通を活かした交通手段の確保・体制づくりは、極めて重要であることから、バス等交通事業者、警察、国、県などの関係機関との連携による災害時を見据えた公共交通の安定供給に関する検討を行うことを復興計画の中に盛り込んでおります。</p>
<p>「第3 復興施策」 4. 防災力の強化 (1) 防災体制の強化 (P46～49)</p>	<p>防災への対応が、まだこれからという事に驚く。この復興計画が既に、防災体制の見直し、避難所、避難場所の見直しまで進んでいると思っていた。早急な計画の練り直しと、住民の危機管理意識の啓発に取りかかれるよう動くべき。また、それが、新たに地域の絆を強めるきっかけにもなると思う。</p>	<p>市町村の地域防災計画は、国の防災基本計画の見直し・修正をふまえるとともに、県の地域防災計画と整合性を図る必要があることから、国・県の計画の修正後に見直してまいります。住民の防災意識の向上のための広報については、引き続き実施してまいります。</p> <p>これまでに、地域防災計画の修正を待たずに早期に強化したこととしては、指定避難所に対して毛布や懐中電灯などの配付を実施しており、今後も配付物品の数量の増について検討してまいります。</p>

「市避難所運営マニュアルの再検討」について、事業主体が「市」となっているが、行政だけでは不十分と思われる。

災害が起きてから避難所施設の責任者から了解を得るのではなく、平時に施設長から使用できる部屋などを確認するなど、避難所運営マニュアルの策定委員会のメンバーとして協力してもらうべき。さらに、避難所ごとの地域差や施設配置の違いがあることから、メンバーには、施設関係者、地元のPTA、町内会、自主防災会の役員、民生委員、地域居住の市職員または、市職員退職者により構成し、災害発生時の実態に即応できるマニュアルを策定すべき。

また、地区公民館は、トイレの不足等から、長期の二次避難所としては適していない。長期避難者の避難所の占有面積は、1人2㎡では狭く、国連難民弁務官で取り決められている1人3.5㎡に見直すべきと思う。避難所ごとに、避難対象地域を決めておくことも考えられる。

公民館は、一時避難所として活用するとともに、地区の防災拠点として、地区内の指定避難所の情報収集や対策本部の支所的役割を果たすこととし、地域の市職員2～3名の公民館への出動を義務づけてはどうか。また、前記メンバーによる避難所運営委員会を平常時から組織し、体制をつくり上げておく必要がある。

数年前から当市の防災対策は、防災先進都市と比較し、果たして「防災につよいまち」なのか疑問をもち、不安を感じていた。防災危機管理課の職員は、防災先進都市の研修を是非実施してほしい。また、職員を2～3年で替えずに、じっくり腰を据えて当市の防災の

市避難所運営マニュアルの再検討については、すでに避難者などから寄せられた意見や、復興計画策定にあたり関係団体からいただいた意見などをふまえて、修正作業を実施する予定であります。その後、各地域や避難所の特性を加味した地域独自のマニュアルを作成するよう、自主防災組織や連合町内会などに働きかけてまいります。なお、原案での当該事業に係る記載内容は、上記に沿って修正・追記いたします。

長期的に避難所を開設する場合は、避難者数に応じたトイレの必要数について積算し、簡易トイレの増設などについて検討することになります。

長期避難者の避難所の占有面積や避難対象地域を決めておくことなどについては、防災計画の検証・改訂及び避難所・避難経路等の検証と避難所運営の充実を図るための見直しの中で、具体的な検討をする予定としております。なお、1人あたり2㎡の面積は、緊急的に避難する場合の最大収容人数の基準として定めたものであります。

避難所担当職員の見直しにつきましては、今後、避難所機能の強化の中で検討する予定であります。

避難所運営委員会を平常時から組織することについては、連合町内会長や公民館長などへの避難所運営マニュアルの説明の際に提案したところでありますが、今後も機会をとらえて説明するとともに、地域からの相談に対応してまいります。

防災危機管理課では、青森県及び(財)消防科学センターが開催する防災基本研修及び消防大学校、市町村アカデミーにおいて開催される防災研修を職員に受講させ、他自治体の事例等について学び、資質向上に努めております。今後も、各種防災研修に積極的に

	<p>ビジョンを樹立してほしい。</p> <p>防災意識の高揚を目的とした講演の際、避難時には、2～3日分の飲料水、簡易食料、防寒対策等を準備するよう訴えてきた。今回の大震災では、3月11日の夜の食事から市で準備し、69か所の避難所に配ったとのことだが、本当なのか。災害には、自助、共助、公助を基本に、まず我が身は自分で守ることが大事と訴えてきたが如何か。災害発生時当初から、すべて行政のみからの脱却を訴えてきたつもりである。</p> <p>小中野の浜通り地区は、平坦で高台まで距離があり、すぐ目前には石油タンク施設が川を挟んであり、また、漁船も小型船から中型船が停泊しており、津波火災が心配されるのではないかと。従って、避難ビル、防護堤、タンク施設の対策等が必要ではないか。</p> <p>湊、白銀、鮫地区は、海岸線に沿って高台があり、短時間に避難が可能で、道路網の整備さえしっかり実施できれば良いのではないかと。また、可能であれば、道路は産業を考慮したものと、地域住民を考慮したもの（多目的機能：通学路、歩道等）を計画してはどうか。</p>	<p>参加し、職員の資質向上を図ってまいります。</p> <p>職員の異動については、経験が必要であると考えられる業務を所管する部署については、在職年数を考慮して職員を配置するように努めております。</p> <p>今回の大震災に際し、ほとんどの避難者が食料や防寒具などを持参していなかったことから、市は、避難指示を発令した自治体の責務として、発令直後から食事や毛布などの手配を始め、調達できた物資から避難所へ配付したところであります。</p> <p>避難する方々がある程度の水・食料・防寒着等を準備することは引き続き周知してまいります。</p> <p>県が行う新たな津波シミュレーションに基づき、津波避難ビルなどが必要となる地域が判明した場合には、原案記載のとおり指定・整備を検討してまいります。また、石油コンビナートの防災対策については、県などの関係機関と連携しながら対応してまいります。</p> <p>県が行う新たな津波シミュレーションに基づき、津波到達予想時刻までに津波浸水地域から避難できない方々（住民、漁業者、事業所従業員など）が発生すると想定された場合は、この方々を考慮した津波避難ビルや避難路の整備を原案記載のとおり検討することになります。</p>
<p>「第3 復興施策」 4. 防災力の強化 (3) 災害に強い地域づくり (P54)</p>	<p>「文化・スポーツの推進」の施策について、「2. 地域経済の再興、(4) 観光・サービス業の再興 文化・スポーツの推進」として、位置づけるべき。</p>	<p>「文化・スポーツの推進」の施策については、市民による文化・スポーツ活動や、さまざまなイベントの開催などを通して、復興に向けた全市的な気運の醸成を図るという観点を踏まえ、原案のとおり、市民力を生かした復旧・復興施策を取りまとめた「(3) 災害に強い地</p>

	<p>「文化財の保存・活用」及び「是川縄文の里の整備」の事業概要に、「是川遺跡とあわせた長七谷地貝塚の保全及び早期的な世界遺産登録の実現に向けた推進体制の構築」を追加すべき。</p> <p>また、合わせて、「国・県への要望」として、「『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』の世界遺産登録の早期実現[国・県]」を追加すべき。</p>	<p>域づくり」に位置づけることとします。</p> <p>「文化財の保存・活用」の事業概要に「是川遺跡、長七谷地貝塚を含む北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群の世界遺産登録の推進」を追加します。</p> <p>なお、現在、国の指導のもと、北海道・北東北の4道県が中心となって、既に縄文遺跡群の世界遺産登録推進のための事業を実施していることから、国・県への要望は行わないこととします。</p>
<p>「第4 創造的復興プロジェクト」全般（P56）</p>	<p>東北一の工業県だった福島県が福島第一原発事故によって壊滅状態にあり、八戸市は東北有数の工業都市になることをみすえてほしい。</p>	<p>物流拠点となる八戸港の利便性、優秀な人材の確保の容易さ、産学官の支援体制、生活空間の利便性等をPRしながら、企業の立地を推進してまいります。</p>
<p>「第4 創造的復興プロジェクト」7.「三陸復興国立公園」構想プロジェクト（P70～P71）</p>	<p>三陸沿岸を復興公園として国立化するという動きについて、それ自体は悪くないが、国立公園の海には、6カ月経った今でも多くの行方不明者がいる。また、瓦礫が海底を覆い、豊かな海が激変している状況である。陸上での施設整備などに目がいくが、三陸沿岸のみならず、東北各県との連携を更に強めて、海の中の復旧・復興にも率先して尽力する内容にすべき。</p> <p>三陸復興国立公園は、八戸から宮城県南まで、トレッキング出来る国立公園に造り上げるべき。また、MTB用に道も造り、同様に種差から宮城県南を旅できるようにすべき。そして、世界各地、日本各地から来たツアー客に、震災の事実を語り継いでもらいたい。</p>	<p>国では、漁場の再生を図るため、漁業者等が行う漁場でのガレキ等の回収処理等の取組に支援をしています。この「漁場復旧対策事業」により、三陸沿岸等の漁場については復旧すると考えています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国では、平成24年度中に三陸復興国立公園(仮称)の指定を目指しており、その再編予定区域において、長距離トレイル350キロや災害を記録、継承するための学びの場を整備する方針であります。</li> <li>・市においては、平成22年度に蕪島から葦毛崎までの遊歩道整備可能性調査を実施済みであります。</li> <li>・国立公園としての整備の具体的内容については、現在国において策定中であることから、市としても長距離トレイルや学びの場にもなるべく、原案登載の「国・県への要望」にあるとおりビジターセンターを国へ要望してまいります。</li> </ul>

<p>「第4 創造的復興プロジェクト」 8. 文化・スポーツ振興 プロジェクト (P72～P73)</p>	<p>プロジェクトの名称を「8. 縄文遺跡群の世界遺産登録推進、芸術・スポーツ振興プロジェクト」に変更し、施策2の「アート」を施策4とし、新たに施策2を「早期的な縄文遺跡群の世界遺産登録に向けて官民協働体制を構築し、縄文遺跡群の調査研究・収集保存・展示教育活動を促進します。」に変更すべき。 また、合わせて、「国・県事業の重点実施」に、「『北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群』の世界遺産登録の早期実現」を追加すべき。</p>	<p>「8. 文化・スポーツ振興プロジェクト」は、当市の特色ある学術・文化・スポーツの振興を通じて、市民の幅広い、さまざまな活動を促進することで、市民の心に元気を取り戻し、速やかな震災復興とまちの活力創出につなげることを目的としたプロジェクトであるため、縄文遺跡を強調した位置づけにはせずに、原案どおりとします。</p>
<p>その他 原発事故への対応について</p>	<p>復興計画の中に「原発事故」への対応が盛り込まれていない。六ヶ所を身近に控えている本市として、実際の放射能事故での影響を考慮しての、作業手順、避難体制、誘導、そして、「脱原発依存」への明確な文章により表現すべき。</p>	<p>青森県地域防災計画原子力編では、「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）のめやす」を基準として、地域防災計画原子力編を作成すべき市町村を、六ヶ所村、東通村、むつ市及び横浜町と定めております。 今後は、国においてEPZの見直しも検討されていることから、その動向を注視してまいります。</p>
<p>その他 復興施策の進め方について</p>	<p>「3. 都市基盤の再建」、「4. 防災力の強化」について、いずれの場合も、今後想定される地震・津波・土砂災害等の研究・調査、シミュレーションをし、過去の災害等も考慮しながら、八戸の現状、地形に合った施策を実施することが重要である。図面作成にあたっては、現場によく足を運び、しっかりと調査等を実施し、次世代のことも考慮しながら進めてほしい。 地域住民として、協力し、同じ考えを持つ人々を集めて話し合い、住みよいまちづくりに貢献できればと思っている。</p> <p>この原案からだけでは、沿岸部の土地利用変更や建築制限の必要性、あるいは新たな避難ビルや避難路の必要箇所、防波堤、保安林、その他インフラの規格デザイン変更の必要性などの詳細が見えないが、それらはどの程度の検討が与えられているのか？今回の震災</p>	<p>国において、今回の地震・津波の被災状況の調査や分析が行われるとともに、今後の対策について議論されているところです。市では、今後示される国や県の方針を踏まえ、各種施策を進めていくこととなりますが、都市基盤の整備は、国や県が主体となる事業も多いことから、実施にあたっては当市の実情に合った整備となるよう事業主体と協議をして参ります。</p> <p>原案「序」に記載のとおり、当該計画は本市復興にあたっての基本的な方向性を示すことを目的としており、復興施策の具体化や事業の実施にあたっては、策定された計画を基にさらなる検討が行われるものであります。また、ご指摘のあった事項に関しては、今後示される国</p>

	<p>を機会ととらえてより安全なまちづくりのために、これらの再検討が必要。新たな津波シミュレーションやリスク分析の結果を待って次の段階の計画ということなのだと推測する。</p> <p>各施策において、ITの活用による利点を積極的に検討すべき。</p> <p>個々の施策やプロジェクトをバラバラに実施するのではなく、相乗効果を期待する。(例えば、学校や公共施設の耐震化・構造強化に合わせて、太陽光パネルや雨水タンクの設置によるエネルギー効率のいい省資源型の施設に変えていく。)</p>	<p>や県の方針をふまえ、関係者間での検討・協議を要するものであり、現在その作業中であります。</p> <p>「4.防災力の強化 (1)防災体制の強化」において、「市避難所運営マニュアルの再検討」及び「災害時における広報体制の検証・強化」の事業概要に情報通信技術の活用の検討についての内容を追加します。</p> <p>さらに、各施策の実行段階においても、ITの活用を検討していきます。</p> <p>関係機関との連携を強化し、省資源・省エネルギーの取組を推進したいと考えます。</p> <p>学校施設の耐震化については、23年度でほぼ終了の予定となっております。耐震化に伴い増改築済の2校に太陽光パネルを設置したほかは、省資源型の設備の設置等は実施、予定しておりませんが、今後、学校施設の大規模改造、増改築等を行う際に随時検討していきたいと考えます。</p>
<p>その他 復興計画について</p>	<p>新しい価値観・ライフスタイル・生活志向の創造を求め、現在の価値観、人生の価値観を考え直した時、初めて復興への道筋が見えて来るはずである。</p>	<p>「第1 復興の理念と目標」に掲げているとおり、復興は現在の市民のみならず将来の市民のためのものという考えのもとに、単なる原状復旧にとどまらず、人口の減少、少子高齢化、環境問題、地域コミュニティの振興などの現代社会を取り巻く諸課題にも対応した新たなまちづくりを推進することにより、早期の復旧と創造的な復興を図ることとし、4つのまちづくりの目標のもとに、「より強い、より元気な、より美しい八戸」の実現を目指しています。</p> <p>計画の推進にあたっては、市民の皆様の御意見を踏ま</p>



	<p>この原案は、様々な施策やプロジェクトが総合的に網羅されていて、それ自体は評価できるが、それ故に総花的な印象を与え、重点施策や重点プロジェクトが何なのかという優先順位が見えにくい構成になっていると思う。復興財源が特定されていない今だからこそ、施策横断的なプロジェクトの優先順位を検討すべき。</p> <p>また、原案からは、市民の声、特に被災者や沿岸部の住民の声がどのように反映されているのかが分からない。施策や優先順位の決定にあたっては、市民の声を十分に反映させたものになるようにすべき。</p> <p>計画実現に向けた市の組織体系の改変、優先施策のための市独自の財源確保策や制度面なども検討に値すると思う。</p>	<p>えながら、価値観やライフスタイルの変化等にも留意し、適切に進行管理を行います。</p> <p>復興計画の計画期間（10年間）を、「復旧期」、「再生期」、「創造期」の3期に区分し、復興に向けて段階的に取り組むこととしています。</p> <p>また、「第4 創造的復興プロジェクト」において、創造的な復興の実現に向けて、重点的に実施する施策や事業を分野横断的に取りまとめています。</p> <p>施策の優先順位につきましては、毎年度の予算編成や進行管理において、市の総合計画との整合性に留意しつつ、必要に応じて事業の見直しや新たな事業の具体化を行うなど、適切な運用を図っていきます。</p> <p>計画づくりへの市民の参画状況を示すため、復興計画の付属資料に、「3. 策定体制」及び「4. 検討の経過」を追加します。</p> <p>なお、計画の策定にあたっては、関係機関や関係団体の有識者で構成する「八戸市復興検討会議」を設置するほか、市民アンケート調査、津波で被災した11地域の連合町内会などへの関係団体ヒアリング、当市主催による東日本大震災復興フォーラム、計画原案に対するパブリックコメントを実施し、広く市民の御意見を反映させているところです。</p> <p>さらに、復興計画の進行管理においても、毎年度、市民で構成する委員会において御意見を伺いながら適切に進める予定です。</p> <p>震災復興に向けての組織体制については、平成23年5月1日、総合政策部政策推進課内に震災復興推進室を新たに設置し、復興計画の策定及び計画の進行管理等を</p>
--	---	--

	<p>要約したものなどを、早い段階で各地域世帯に配布すべき。共通意識があるかないかで、行動とその後の取り組みに大きな違いが生じてくると思う。</p> <p>復興計画は、早い処理と財源が求められるものであり、更なる災害を想定しながらの作業が必要になることから、通常の方策計画書のように、意見を市民に求めるのは、今回は不要、或いは、即刻実施しながら、その都度訂正、修正、報告」でもよいのではないか。</p>	<p>行うこととしています。また、計画に掲載されている事業推進のための組織体制の改編についても、今後、必要に応じ柔軟に対応して参りたいと考えています。</p> <p>また、計画の推進にあたっては、国において検討されている第3次補正や復興特区制度の動向等を踏まえながら、積極的な活用に向けて、市の施策の充実に努めていきます。</p> <p>復興計画の概要版を作成し、市民へ配布するとともに、広報や市のホームページなどで復興計画の概要について、公表します。</p> <p>復興は現在の市民のみならず将来の市民のためのものという考えのもとに、単なる原状復旧にとどまらない、現代社会を取り巻く諸課題にも対応した新たなまちづくりを推進するため、市民の皆様の御意見を反映させた、より良い計画とする趣旨で意見募集を実施しています。</p> <p>今後は、復興計画に基づき、早期の復旧と創造的復興を図るため、毎年度、市民で構成する委員会において御意見を伺いながら、適切な進行管理を行うとともに、その状況について、広報や市のホームページなどで公表します。</p>
--	---	--